令和6(2024)年度入学 50 期生

大阪府立柴島高等学校 規約集

目 次

ᄪ	44	. #
炦	約	集

【1】柴島高校教育方針	•••••	1
【2】大阪府立柴島高等学校 校嗣	欢 •••••	1
【3】学校生活について	•••••	2
【4】生徒自治会会則	•••••	5
【5】部活動規約	•••••	6
【6】施設設備利用規程	•••••	7
【7】学校感染症と出席停止につ	V17	8
【8】PTA規約	•••••	9
【9】大阪府立柴島高等学校学校	:	
運営協議会制		10

*生徒の在籍に関すること(休学・留学等)については担任を通じて学校にお問い合わせください。

*この規約集は卒業まで、ご家庭で大切に保管してください。また追加・改訂の際はお知らせいたしますので、 追加、差し替えをお願いします。

【1】柴島高校教育方針

【スクールミッション】

人権教育を基軸に、互いの違いを認め合う関係づくりと、 多様性が尊重される学校文化の創造に取り組んできた総合 学科の高校として、自分も他人も大切にして、主体的に自分 や社会の課題に取り組み、自分自身を変革し続けて「ともに 学び、ともに生きる」社会づくりに貢献できる人物を育成す る。

【柴島高校について】

本校は、1975年に創立され、1996年4月に大阪の府立 高校教育改革のパイオニア校として普通科から総合学科に 改編しました。

本校の総合学科は "THINK GLOBAL, ACT LOCAL"(地球規模で考えて、地域社会で行動する)という国際社会の目標を、教育活動の目標にしてきました。

本校は皆さん一人ひとりの個性を尊重し、能力を伸長させることを目標にしています。しかしそれは同時に、皆さんに「自覚と責任」を求める教育システムでもあります。自分の高校生活を充実させるのは自分である、ということを自覚して、自分の可能性に挑戦してください。三年間で大きく成長されることを期待しています。

また本校は 2006 年より自立支援コースを開設し、各学年に 3 名ずつ知的障がいのある生徒がともに学校生活を送っています。ともに学びともに生きるインクルーシブ教育は、本校のすべての皆さんにとって大変大きな学びを提供してくれています。

【2】大阪府立柴島高等学校 校歌

大阪府立柴島高校校歌



今ここに夢と希望の灯を灯す 集い合う 学舎仰ぎ 小果てしなく 大阪府立柴島高校

我等母校

わが母校

限りなき愛と勇気の道標淀川の 歴史に刻む 1. 天の恵み 地に栄えて 心健やかに

校章



我等母校

わが母校

- ・3つのペン先は教育方針の1.2.3をそれぞれ象徴している。
- ・中央は柴島浄水場のサクラ。

(鶴崎熊太氏考案)

【3】学校生活について

ここに示す事項は、楽しく明るい学校をつくるための必要 最小限のきまりを示したものです。ここに書かれていない事 柄についても、社会常識の範囲内で相互敬愛の精神をもっ て行動してください。

1. 登・下校について

(1)校時表

予鈴08:25第 0 時限08:30~08:40第 1 時限08:50~09:40第 2 時限09:50~10:40第 3 時限10:55~11:45第 4 時限11:55~12:45昼 休 み12:45~13:25

予鈴 13:25

第5時限 13:30~14:20 第6時限 14:30~15:20 終礼・清掃 15:30~15:40 部 活 動 15:40~

(2)休日は次のとおりとする。(府立高校の休業日)

- 1. 「国民の祝日に関する法律」に定められた日
- 2. 日曜日及び土曜日
- 3. 夏季休業日(7月21日~8月31日)
- 4. 秋季休業日(前期授業終了後3日間程度)
- 5. 冬季休業日(12月25日~1月7日)
- 6. 春季休業日(3月16日~4月7日)
- 7. 創立記念日(5月31日)

*休業日に補充授業等を行うことがある。なお、詳細についてけ

4月に行事予定表を配布する。

(3)休日の登校および時間外の活動

休日の登校や時間外(早朝~8:30 16:50~19:00)の活動については、部顧問・担任など指導教員の付添いを受けること。付添い教員のない場合は活動を認めない。

(4) 早退•外出

登校後、止むを得ず早退・外出する場合は、その旨を HR担任に申し出て、外出・早退許可証の発行を受けること。

2. 通学について

(1)登下校は届け出た経路でおこなうこと。届け出以外の経路で起こった事故に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付は受けられない。

(2)登下校に自転車を使用する者は、自転車通学届を生活指導部に提出し許可を受け、ステッカーを所定の位置に貼ること。

3. 服装について

通学および授業中は規定の制服を着用すること。規定の制服とは、スカートもしくはズボン、白無地のカッターもしくはポロシャツを着用し、その上に必要に応じてブレザーを着用することになる。

4. 頭髪や化粧、装飾品・所持品について

頭髪は地毛を基本とし、流行・華美を追わないこと。化粧は 禁止する。また、ピアス・ネックレス等の装飾品は身に付けな いこと。ネイルアートやタトゥー等も施さないこと。 個人の荷物や貴重品は下足ロッカーに鍵をかけ各自で管理 すること。校内で金品を紛失および拾得した場合は、生活指 導部へ届け出ること。 携帯電話やスマートフォンの校内持 ち込みは可とする。ただし、授業中の使用や着信について は認めていない。

5. 学習について

- (1) 自主的に真剣な態度で学習にのぞみ、学習効果をあげるため予習と復習を行い、互いに整然と学習ができるようにつとめる。
- (2) 自習の場合は、とくに指示がない限り原則として教室で静かに学習する。

6. 考査について

(1) 考査時程

・考査用に時程が設定される。必ず考査毎に時間割を確認すること。

(2)注意事項

- ・予鈴までに出席番号順に着席し試験を受ける態勢を整えておく。
- ・机上には筆記用具等のみ置き、下敷き・筆箱の使用は原 則として認めない。(計時機能のみの時計以外は認めない。)
- ・机の中には一切物を入れず、持ち物はすべて足下にまとめて置く。
- ・携帯電話等は電源を切りカバンに入れておくこと。(時計の代わり に使うことも認めない。アラーム等も鳴らないようにしておくこと。)
- ・遅刻については、遅刻届(廊下の先生が持っている)を記入し入室すること。また、20分(考査時間が30分の科目は12分)を超す場合は、欠試扱いとなる。
- ・当日、やむをえず欠試する場合は、原則として試験開始までに保護者から学校に連絡をしてもらうこと。また、後日欠 席届を提出すること。
- ・鉛筆や消しゴムを落としたとき、印刷の分かりにくいとき、連絡のある時は、黙って手を上げる。
- ・私語、脇見、物品の貸借は絶対にしない。
- ・答案提出は考査終了時とし、途中の退室は認めない。
- ・テスト終了のチャイムが鳴れば、筆記用具を置き、列の最後の生徒は、答案を出席番号順に集め試験監督の先生に提出する。その他の生徒は、監督者の指示があるまで退室せず着席しておく。
- ・問題用紙は授業で使用する場合があるので、捨てずに保管しておく。
- ・考査期間中は自分の試験がなくても試験をおこなっている 場合があるので、迷惑とならないよう注意すること。
- (3) 不正行為
- ・次の行為は不正行為とする。
- 1)教科書・ノート類を参照すること。
- 2) あらかじめ机に書き込んだり、カンニングペーパー等を 用意したりすること。
- 3)他人の答案を見て写し取ったり、また逆に故意に他人に写させたりすること。
- 4) 問題用紙を配付した後の私語。
- 5)問題用紙を配付した後に、机の上に不必要な物を置くこと。
- 6)携帯電話やスマートフォンなどの情報端末の画面を見ること。
- 7)考査の終了時間を過ぎても、解答を続けること。
- 8) その他、上記と同等と見なされる行為。
- ・不正行為をした生徒の取り扱い。
- 1) 当該科目は0点とし、別途指導を行なう。

2)家庭に連絡し、以後のテストは別室受験となる。

7. 態度・言葉遣い

共同生活の根本は人間としての平等と人格の尊重であり、これに則った態度や言語遣いが望ましい。

- (1) 互いに対して誠実な態度をとり、他に迷惑を与えるような行為は一切慎み、学校生活を明るくするよう努力する。
- (2)感情はよく自制し、粗暴な態度や言葉遣いを避け、ことに暴力は絶対使わない。
- (3)人に対しては敬意を払い、互にマナーを守り差別のない明るい学校生活がおくれるようにつとめる。
- (4)来客に対しても同様な態度をとると共に、あいさつにつとめる。

8. 校内生活

- (1) 校舎・施設を大切に使用し美化につとめること。万一破損した場合は、HR担任を通し生活指導部へ届出ること。
- (2) 掲示物については、クラブに関するものは集団育成部へ、授業等に関するものは担当教員に提出し、掲示許可を受けた上、所定の場所に掲示すること。掲示物には掲示責任者の氏名と掲示期間を記入し、掲示期間終了後は掲示者がすみやかに撤去すること。
- (3) 配布物については、通常の生徒自治会活動に関係するものは、顧問の許可を得て行い、その他のものは、集団育成部長の許可を得ること。
- (4) 授業に関する連絡や生徒会活動等の招集連絡は、GoogleClassRoomを通して行われるので、注意しておくこと。 放送にも注意を払うこと。
- (5) 職員室内への生徒の入室は禁止する。用のある生徒は、入口で先生を呼ぶこと。

9. 校外生活

校内外を問わず、高校生としての自覚を持たねばならないが、特に校外では、各人の行動が本校生全員にかかわることを自覚し、服装、言動に気をつけ自律自制すること。

- (1) アルバイトは原則として禁止する。ただし家庭の事情等、その必要を認める場合には、アルバイト届を生活指導部へ提出し、許可を得ること。ただし、高校生の就労先として相応しくない場所でのアルバイトは認めない場合がある。
- (2) 喫煙・飲酒・薬物の使用、入れ墨、賭博など、法令違反にかかることは絶対しないこと。
- (3)交通規則を守り、安全を心がけること。なお、単車・自動車での通学や、制服での乗車は禁止する。

10. ホームルーム

(1) HRには次の委員を置き、その分担する事項は以下を 基準とする。

割り当て

学級代表	前期•後期	各2名
体育委員	通年	2名(増員可)
文化委員	通年	2名(増員可)
生活保健委員	通年	2名
環境委員	通年	2名
共生推進委員	通年	2名(増員可)
選挙管理委員	前期·後期	各1名
ホームルーム委員	前期·後期	各2名(増員可)
図書委員	通年	2名
広報委員	通年	4名

2022 年度の委員

主な仕事内容

学級代表

クラスの代表・生徒会評議員としての活動、クラスでの議事 進行、行事時の点呼等をおこなう。評議会での議決権を有 する。

体育委員

体育祭等体育系行事の企画・準備・運営をおこなう。 体育委員会での議決権を有する。

文化委員

文化祭等文化系行事の企画・準備・運営をおこなう。 文化委員会での議決権を有する。

生活保健委員

個人及び集団における健康や安全についての啓発活動 を行う。

環境委員

校舎内外の清潔・美化、環境保全をおこなう。(①美化チェック、②ごみの分別回収の徹底、③ごみ箱の衛生管理、④ 教室の環境の調査)

共生推進委員

支援・配慮を要する生徒たちが学校生活を過ごしていく上でのニーズを把握、必要(かつ可能)な方策について考えていく役割を果たす。クラスと自立支援コース生徒との関わりの中心となり、関係行事の広報・企画・準備・運営を担う。

選挙管理委員

年2回の生徒会役員選挙の運営・開票作業、選挙での司 会進行等をおこなう。

ホームルーム委員

ホームルームや学年に関わる仕事(内容は学年・クラスによって異なる。ただし、次にあげる係は設けることとする [文化祭係(各学年)・修学旅行係(2年)・卒業係(3年)]。学校・生徒会の要請で仕事を割り当てられることもある)

図書委員

定期的な図書室当番(貸し出し・本の整理)、ふろむ B (図書便り)の発行。図書の選定・購入。

広報委員

学校広報にかかわる業務、特に学校説明会におけるスタッフ業務。

11. 欠席・遅刻・早退・欠課等について

(1) 欠席するときは、HR担任に必ず連絡すること。

欠席が 1 週間以上にわたる場合は、医師の診断書を添付する。なお、3 ヶ月以上にわたる場合は、診断書と共に休学願を提出することができる。

- (2) 遅刻してきた場合は、生活指導室または職員室で入室 許可証の発行を受けてから教室に入ること。交通機関が延 着の場合は、延着証明書を各公共交通機関の HP よりダウ ンロードして提示すること。
- (3) 早退の場合はHR担任の許可を得、外出・早退許可証を携行して早退すること。
- (4) 忌引は原則として次の日数とする。

保護者(父母またはこれに代わる者) 5 日 祖父母・兄弟姉妹 3 日 同居の親族 2 日

その他の親族

1 H

遠隔地にて会葬の場合は往復の所要日数を加算できる。また、休業日は日数に含む。

- (5) 公欠扱いをするのは次の場合とし、事前に所定の用紙によって関係教員に願い出て、各教科担任の認印をうけること
- ①公式試合、会合の場合(定められた公式試合のレギュラー・補欠・マネージャーに限る)

- ②公傷の場合
- ③そのほか、校長が特に認めた場合
- ※ 就職進学に関する場合は、出席停止扱いになる。

12. 暴風警報発表時における生徒の出欠処置

- 1. 暴風警報が発表されている間、登校の必要はない。
- 2. 暴風警報が解除された場合、原則として以下の通りとする。
- ア) 午前 07 時までに解除の場合・・・・・・平常授業
- イ) 午前 09 時までに解除の場合・・・・・・第3 限より授業
- ウ) 午前 11 時までに解除の場合・・・・・・第 5 限より授業
- エ) 午前 11 時現在解除していない場合・・・臨時休業
- ※ イ)またはウ)の場合、授業開始までに HR で出欠確認を 行う。

登校時間の目安は、小の場合は午前10時30分、かの場合は午後1時とする。安全に十分留意し登校すること。

- 3. 暴風警報の発表地域による対応は以下の通りとする。
- ① 大阪府全域 ・・・・・・・・・・・・・ 全生徒は登校の必要なし
- ②「大阪市」または「北大阪」・・・・ 全生徒は登校の必要な
- ③ 生徒の居住地 ・・・・・・・・・ 該当生徒は登校の必要なし

※③の該当生徒の出欠については「出席停止」の扱いとする。

気象庁 気象警報・注意報発表区分

	大阪市	大阪市	
大阪府	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、 摂津市、島本町、豊能町、能勢町	
	東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、 門真市、東大阪市、四條畷市、交野市	
	南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市 大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	
	泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、 和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、 田尻町、岬町	

補足説明 以下の例を参考にしなさい

例1:堺市(泉州地域)に住んでいるAさんについて。

午前6時に「大阪市」と「北大阪」は解除。「泉州」はまだ解除されていないときは、「泉州」が解除されるまでは登校しない。授業は平常通り始まるが、Aさんは欠席にはならない。その後、たとえば8時に「泉州」も解除された場合は、安全に留意しすみやかに登校する。

例2:東大阪市(東部大阪地域)に住んでいる B さんについ て。

午前6時に「東部大阪」は解除されるが「大阪市」と「北大阪」は解除されていない。このときBさんはまだ登校しない。 その後、午前8時に「大阪市」が解除されても、「北大阪」が解除になっていなければまだ登校しない。

さらに午前 10 時に「北大阪」も解除されれば、「2 のウ)」に該 当するので、午後から授業開始。B さんも登校する

13. 特別警報発表時における生徒の出欠処置

生命を守ることを第一義とした対応をとるものとし、以下は 原則として大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれの 特別警報が発表されている場合であっても適用する。

- (1)特別警報が発令されている間、登校の必要はない。
- (2)特別警報が解除された場合、授業開始時間については原則として上記 12.2.に準じる。
- (3)特別警報の発表地域による扱いは、原則として上記 12.3. に準じる。
- (4)ただし、生命を守ることを優先し、状況に応じた対応をとるものとすることから、たとえば以下のような場合、登校する必要はない。

- ・「大阪市」「北大阪」「生徒の居住地」のすべてで特別警報 が解除されても、登下校時に通る地域で特別警報が解除さ れていない場合
- ・特別警報解除後も、天候や周囲の様子、交通事情等から、登校時の生命の安全確保が引き続き難しいと判断する 場合
- (5)特別警報発表時の下校は原則として差し控える。また、 特別警報解除後の下校も、生命の安全確保を優先し、指示 に従った行動をとる。

14. 阪急電車スト時における生徒の出欠処置

- (1)阪急電車がストの時、登校の必要はない。
- (2)ストが解除された場合、授業開始時間については原則として

12.2.に準じる。

(3)阪急電車以外の交通機関がストの時は、原則として平常 どおり授業を行う。ただし、やむをえず登校できない、または 遅刻する場合、その旨を学校に連絡すること。状況によって 出席停止扱いとすることもある。

15. 緊急地震速報などの非常放送があった場合の対応

- (1)教室にいる場合、直ちに窓から遠ざかり、机の下に入るなどして頭部を守る。(火器類を扱っている場合は、火を消しガスの元栓などを閉める)
- (2)屋外や体育館などにいる場合、窓ガラスの破片の落下などから身を守り、安全な場所へ避難する。
- (3)考査受験中の場合、答案用紙を裏返し、窓から遠ざかり 机の下に入るなどして頭部を守る。避難後は放送や教員の 指示に従って安全に行動する。

なお、緊急地震速報放送後の授業復帰などについては、 地震の程度・被害の状況・交通機関の状況に応じて対応を 検討し、学校から連絡する。

16. 事務室関係

事務室の受付時間は 8:30~17:00。

各証明書等の交付は翌日以降になる。(翌日が土・日・祝日の場合は、その翌日以降)

(1)在学証明書等は事務室で発行する。

申込書に使用目的等の必要事項を記入し、事務室へ提出すること。

(2)旅客運賃割引証(学割)について

旅行届及び申込書に保護者の確認印を押印し、担任及び 生活指導部長の承認を受けてから事務室へ提出すること。

(3)住所の変更について

転居等で住所に変更がある場合は、住所変更届に必要事項を記入し、必ず住民票等を添付すること。その上で担任及び生活指導部の確認を経てから、生徒証と一緒に事務室へ提出すること。

(4)授業料及び学校諸費等の納入について 授業料は12か月分を4期に分割して納付

第1期分 4月20日 第2期分 7月20日 第3期分 10月20日 第4期分 1月20日

「高等学校就学支援金」制度の申請の有無、または、審査結果の判定を受けて、授業料が発生する。

・「高等学校就学支援金」制度の申請、届出

1年生(新入生)は4月、入学後は事務室から生徒を通じて 連絡

(注意)授業料を期限内に納めない場合は、延滞金が発生 する

また、停学、退学の措置をとる場合もある。

・学校諸費等(免除はなく必ず支払う必要がある。)

第1期分 4月20日、第2期分 7月20日 第3期分 10月20日

該当日が土・日・祝日の場合はその翌日。納入通知書等の 紛失や引き落とし口座の変更は事務室まで速やかに連絡す ること。

(5)奨学のための給付金の申請について

- ・申請できる者は、7月1日現在大阪府内に居住する者で、 非課税世帯(市民税・府民税の所得割額が0円)であること。
- ・給付を受けようとするものは、事務室に所定の書類を添え て

申請しなければならない。

・申請時期 毎年7月(3回が限度)

【4】生徒自治会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、大阪府立柴島高等学校生徒自治会と称 する。

第2条 本会は、本校在籍の全生徒をもって構成する。

第3条 本会の目的は、本校の教育方針にもとづき、自主 的活動と団結によって充実した学校生活を送り、 将来社会に役立つ人間形成に努める事を目的と する。

第4条 本会は、本校の教職員の適切な助言指導のもとに、 特別教育活動の一環として次の諸活動を行う。

- 1. 健全な自治組織を確立する
- 2. 学校行事の運営に積極的に参加する
- 3. 生徒の学校生活の改善と向上をはかる

第5条 本会に関する活動行事に関しては最終的に学校 長の承認を得るものとする。

第2章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名

本会を代表し、本会会務の総括を計る。

副会長2名

会長を助け,会長不在のときはその任務を代行する。

書 記2名

本会の記録事務とその報告を行うと共に全校の生徒会活動の記録および広報業務を行う。

会 計2名

学校会計と密接な連絡をとり、本会の一切の会計事務 を司る。

体育委員長1名

体育に関する事項を処理し、体育祭委員を総括する。 また、体育系部代表者会議を主宰する。

文化委員長1名

文化に関する事項を処理し、文化委員を総括する。 また、文化系部代表者会議を主宰する。

共生推進委員長1名

支援・配慮を要する生徒の諸活動に関する事項を処理 し、共生推進委員を総括する。

第7条 各役員の任期は前期,後期の二期制とし、その再 任を妨な

い。新役員が選出されるまでの期間は旧役員が代行する。生徒会役員選挙は前期 6 月、後期 11 月に行う。

第8条 役員は原則として、HR 委員との兼任はできない。 第9条 役員は別に定める選挙規則により選出された後、 校長の認証を受けなければならない。

第3章 機 関

第10条 本会は、その目的達成のため、次の機関を置く。

- 1. 執行部
- 2. 専門委員会
- 3. 評議会
- 4. 部代表者会議
- 5. その他, 執行部において必要とする委員会

第4章 執行部

第 11 条 執行部は、会長・副会長・書記・会計及び各専門 委員で構成し、会長がこれを召集する。

第12条 執行部は、次の事項を行う。

- 1. 原則として毎週 1 回執行部会を開き、生徒自治会活動に必要な事項の審議運営を行う。
- 2. 会長が議会へ提出する議案を作成する。
- 3. 会長が議長を務め、議会の議決事項を執行する。

第5章 専門委員会

第 13 条 各HRの文化・体育・共生推進の各委員は、それ ぞれ専門委員会を構成し、必要に応じその委員 会を開催する。

第6章 評議会(以下、議会と称する)

第14条 議会は、本会則に特別の定めある場合を除き、全 会員の意志を代表する機関である。

第15条 議員は学級代表がこれにあたる。

第 16 条 議員は学級の意見をまとめ、議会においては常に学級の意志を代表するように努めると共に、 審議されたすべての事項をそのつど学級全員 に報告しなければならない。

第17条 議長1名・副議長2名は、議員の互選により選出

第18条 議会は会長が召集し、原則として月1回開催する。 ただし会長は、総議員の3分の2以上の要請が ある場合、議員を召集しなければならない。

第19条 議会は,議員総数の3分の2以上の出席で成立 する。

第20条 議事は本会則に特別の定めのある場合を除いて は、出席議員の過半数でこれを可決、可否同数 のときは議長の決するところによる。

第 21 条 執行部は議会において発言権を有するが議決権 はない。

第7章 部代表者会議

第22条 執行部会はその目的を達成するため、文化活動・ 体育活動などの部を設置する。また、執行部は その活動の連絡調整のため、適時部代表者会 議を開く。その運営規約は別に定める。

第8章 財 政

第 23 条 本会の運営に必要な費用は、生徒会費によりまかなう。

第 24 条 本会予算は前期会計が中心となり、執行部で原 案を作成し議会で承認を得る。

第 25 条 支出は別に定める財政規約に基づいてなされ、 財政規約以外の支出については議会の承認を 得なければならない。

第26条 会計決算報告は、年度末に議会の承認を得て会 計より全会員に報告される。

第9章 会則の改正

第27条 本会則の改正は議会で全議員の3分の2以上の 賛成があり、全会員の過半数の賛成を得なければならない。

第10章 補 則

- 第 28 条 本会則の諸条項を実施するため、必要に応じて 適当な規約を定めることができる。これらの規約 は執行部が発議し、議会で承認をうけなければ ならない。
- 第29条 本会則は、平成8年11月1日より施行する。

付 則

別に生徒自治会選挙規約·部活動規約·財政規約を定める。

【5】部活動規約

第1章 目 的

第1条 部および同好会活動の目的は、人権教育を進める 柴島高校の教育理念にのっとり、文化および運動 各方面の活動を通じて知識・技能を深め、また共 同生活を通じておたがいの立場を尊重し、友愛・ 協調・責任感を体得することにある。

第2章 部

- 第2条 部とは、生徒会および部顧問会議で承認された、 定期的に活動する同好者の集まりである。
- 第3条 部は次の条件を満たしていなければならない。
 - (1)適当な活動者と顧問
 - (2)活動を行うに当たっての設備条件(場所・用具)

第3章 設立

- 第4条 部の設立を希望するものは、同好会活動を適切に 行い、1年以上活動の実績を積まなければならな い。
- 第5条 部および同好会の設立を希望するものは、下記要項を所定の用紙に記入の上生徒会執行部に提出し、当該機関において説明しなければならない。
- (1)会員名簿(第3条を満たし、かつ5名以上を必要とする)
- (2)顧問予定者
- (3)活動の目的・主旨・活動計画
- (4)設備条件
- (5)同好会活動報告書(部設立希望者のみ)
- 第6条 第4条・第5条の申請は、生徒会執行部に報告し、 設立は部顧問会議で審議し職員会議で決定す る。

第4章 運 営

- 第7条 部顧問会議とは、文化系および体育系部・同好会 の顧問によって構成される会議であり、規約に基づ いて諸問題を討議し議決する。
- 第8条 各部は生徒会予算に従って部活動運営のための 援助費を受けることができる。
- 第9条 各部は、その部に関する部員名簿・会計簿を備え、 部顧問会議または当該機関の要請があれば、随 時その閲覧に協力しなければならない。
- 第 10 条 各部は、部顧問会議または当該機関の要請があれば、その活動状況等を報告しなければならない。
- 第11条 同好会の運営については部に準ずる。ただし、原 則として第8条に規定する援助費を受けることは できない。

第5章 活動停止, 廃止

第12条 定期考査開始1週間前から考査終了までは、部 活動は禁止する。ただし、考査終了後2週間以

- 内に公式戦等があるときは活動許可願いを当該 機関に提出し職員会議で報告しなければならない。
- 第 13 条 放課後の部活動は午後 5 時までとする。ただし、 顧問の付き添いがある場合はこのかぎりではない。(顧問は保護者の理解を得て、関係教員と 連携を図りながら指導を行う。)
- 第 14 条 部顧問会議は、部が次の項目に該当すると認め たときは職員会議の承認を経てその部に活動停 止および廃止・解散を命じることができる。
- (1) (停止)部の目的に外れたり、無責任・無統制な状態を 続けたりしたときは相当期間活動停止とする。
- (2)(休部) 実質的活動が不能になったときは、次年度より 休部とする。実質的活動不能の目安は 2 年 以上部員がいなかった場合とする。
- (3) (廃部)1 年以上休部状態が続いたとき、またはその他相当な理由があるときは、原則として廃止・解散とする。
- 第 15 条 部顧問会議は資料を元に審議し、その部の存続 および予算を年度末までに決定しなければなら ない
- 第16条 部が解散したとき、その備品は生徒会に帰属し、 予算残 金は生徒会費に組み込まれる。
- 第17条 部は12月中に活動状況・部員名簿・会計報告を 生徒会執行部にしなければならない。未提出の 部は解散の意志があるものとして処理する。
- 第18条 その他同好会の規定に関しては部に準じる。

第6章 合宿規定

- 第 19 条(合宿の承認) 合宿は、部顧問の要請があった場合のみ、職員会議の承認を経て許可される。また、予算については職員会議の承認を得なければならない。
- 第 20 条(合宿規定項目)合宿は、平素の活動状況を参考 にして、次にあげた項目の範囲で決定される。
- (1)顧問の賛同があって、顧問2名(生徒が21人以上参加 の場合は3名も可能)の付き添いがある場合。
- (2)2つの部が同一行程・期間で実施する場合で、安全管理上問題がないと考えられる場合に限り、引率顧問の合計が1名減でも可能とする。
- (3)長期休業中に実施する。ただし、長期休業に継続する 土・日・祝日等も、学校行事がない限りは休業中と見 なす。
- (4)年間2回を限度とし、のべ4泊以内とする。
- (5)場所は近畿圏内を目処とし、可能な限り安価な手段・ 経路で実施する。
- (6)合宿を許可された部員(会員)は、必ず健康診断を受診しなければならない。
- (7)学校内での合宿は禁止する。
- (8)卒業生の同宿は禁止する。
- (9)合宿中の外出は原則として禁止する。特別な理由のある場合は顧問により許可を得ること。
- (10)合宿の目的・趣旨に反した行為があったと顧問会議で認められた部は、向こう1年間の合宿を禁止する。

第 21 条(合宿の補足)

- (1)合宿1回の費用は30,000円を目処とし、2回実施する 場合は50,000円を超えてはならない。
- (2)第20条の項目について特別な事情がある場合は、顧問の要請のある場合に限り、その都度職員会議を経て決定する。
- (3)第 20 条の項目に従い、所定の手続き・届を3週間前までに完了しておくこと。

第7章 宿泊を伴う活動

- 第 22 条 部活動において宿泊を伴う活動は原則「第6章 合宿規定」に則るものとするが、以下の項目に当 てはまる宿泊を伴う活動については合宿規定外 の学校管理下の部活動とする。
 - (1) 広範囲規模の主催・共催する行事(大会・コンクール・催し等) に参加する揚合。
 - ・大阪府教育委員会の認める公的団体(別表 1)の主催・共催す

る行事に参加し、その結果をもってその上部団体が主催・共催する行事に参加する場合で、一般的に宿泊が妥当と判断されるもの。

*(別表1)に該当しないものは個々に集団育成部で判断 する。

大阪府で前例のあるものはそれに従う。

- ・教育的価値が認められる行事で、大阪府段階の開催 が困難なため遠隔地で開催され、宿泊が必要と認めら れるもの。
- *教育的価値の判断は大阪府教育委員会の認める公的団体(別表2)が主催・共催を行う場合を基準とする。 (別表2)に該当しないものは個々に集団育成部で判断する。大阪府で前例のあるものはそれに従う。
- (2)遠隔地における行事に参加する場合で、主催者から 学校に依頼があり、以下の項目のいずれかを満た す場合。
- ・主催者からの依頼が文部科学省または大阪府(教育委員会)を経たもの。
- ・主催・共催者が公的行政機関、的教育行政機関であるもの。
- *公的行政機関・公的教育行政機関とは、国内においては地方公共団体またはその地方公共団体の教育委員会、国外においてはその国の行政機関、教育を司る機関、地方公共団体、地方公共団体の教育を司る機関をさすものとする。
- ※以上の規定は学校管理下の部活動とするかどうかの判断基準であり、個人の資格においてなされる活動を制約するものではない。

附則 規約改正

- 第1条 部規約に不備が生じたとき、または実態に合わなく なったときは、規約を改正することができる。
- 第2条 規約改正にあっては、部顧問会議に諮り、職員会 議で決定する。

別表1

全国高等学校体育連盟
全国高等学校文化連盟
全国高等学校野球連盟
全国障害者スポーツ振興協会
日本障害者スポーツ協会
全国盲学校体育連盟
全国聾学校保健体育研究会
近畿盲学校体育連盟
近畿聾学校保健体育研究会
近畿高等学校体育連盟

別表2

14	11.4	
	大阪府	
	大阪府	教育委員会
	大阪高	等学校体育連盟

大阪府高等学校野球連盟	
大阪府高等学校芸術文化連盟	
大阪府吹奏楽連盟	
日本教育音楽協会大阪支部	
大阪支援学校体育研究会	
大阪府立実業高等学校体育連盟	
大阪知的障がい者スポーツ協会	
大阪府障がい者スポーツ協会	
大阪府障がい者スポーツ振興協会	
大阪府地域福祉推進財団	
大阪府高等学校将棋連盟	
大阪府高等学校囲碁連盟	
大阪府高等学校小倉百人一首かるた連盟	

【6】施設設備利用規程

大阪府高等学校視聴覚教育研究会

1. 保健室の利用について

保健室は健康診断・健康相談・応急処置等を行うため に必要な部屋として設置されたものであり、その目的を 正しく理解し利用すること。

(1)健康診断

健全な学校生活を送るために、必ず受けること。なお健康診断の結果、「要治療」等の指示を受けたときは、早期に病院を受診し受診結果(報告書または診断書)を保健室に提出すること。健康診断の未受検者は、学校行事に参加できないことがある。

(2)健康相談

心身の健康に関して必要がある場合は、健康相談を実施するので必ず受けること。

(3)応急処置

学校内で体調不良・負傷のときは、原則、担任または関係職員の許可を得て保健室で処置を受けること。保健室で実施するのは応急処置のみで、継続して処置することはできない。また、保健室で内服薬の投与は行わない。

(4)早退する場合

健康上の理由で早退をする場合は、担任の許可を得る こと

(5)独立行政法人 日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」の申請について

災害共済給付制度に加入している場合、学校の管理 下における生徒の災害に対して、その治療費や見舞金 が給付される。請求・給付の手続きは、学校を通じて行う ので、早めに担任または保健室まで連絡すること。詳細 はガイドを参照すること。

2. 体育館使用規定

(1)体育館棟の利用にあたって

- ・体育館棟の使用は、体育授業時・部活動・学校行事等とする。
- •1F からの入館は土足。ただし、スノコからは素足。2F からの入館は素足。
- ・1F 剣道場・2F フロアーは、必ず専用の体育館シューズ 等を使用すること。3F ギャラリーは、トレーニング時にお いてのみ体育館シューズ等の着用を許可する。
- ・柔剣道場・フロアー・ギャラリー・更衣室での食事は厳 禁。
- ・2F フロアーは昼休み一般に開放するが、体育授業時の物品の貸し出しは行わない。

(2)更衣室の利用にあたって

- ・授業で使用するときは、最後の人が消灯・施錠し活動場 所へ鍵を持っていく。
- ・部活動等で使用するときは、更衣後に各自の荷物は全 て活動場所へ持っていく。また、個人の荷物を置いたま まにしない。

3. プール使用規定

(1)利用にあたって

- ・管理者・指導者の指示に従う。(生命に関わる危険性が 大きい)
- ・入水前に必ず用便を済ませておく。
- ・水質劣化につながるため、入水前にシャワーで汗や汚れを十分洗い落とす。特に毛髪はよく洗い整髪料等を落とす。日焼け止め等の使用は厳禁。
- ・入水後は十分にシャワーを浴びて退場する。

(2)着衣について

- ・水着は本校推薦の物、または同様の物を着用する。スイミングキャップも同様とする。
- ・ゴーグルは衛生面・安全面を考慮し着用を推奨する。ただし、プラスチック製の物に限る。

(3)疾病について

- ・プールを介して感染するおそれのある疾病については 入水禁止。
- ・その他の疾病を有する者の入水については、主治医の 意見を参考に学校医と相談の上、決定する。
- ・急性の疾病の場合、担当者等の判断で入水を控えさせ、 受診を勧める場合もある。

4. インターネット実習室・マルチメディア教室・ビジュアル デザイン教室について

- (1)使用については以下の注意を守ること。
 - ①インターネット実習室・マルチメディア教室では、スリッパを脱いで所定の置場にきちんと入れる。
 - ②飲食物は持ち込まない。
- ③筆記用具はボールペンのみ(消しゴム・鉛筆等使用禁止)
 - ④USBケーブルを接続してスマートフォン等の端末を充電することは禁止。
 - ⑤担当教員の許可なくカーテンや窓を開けないこと。
 - ⑥機器の操作については、担当教員の指示に従うこと。
- (2)授業時以外についても、担当の教員の付き添いのもとで 使用することができる。生徒だけの使用はできない。部屋 の鍵の開け閉めは担当の教員が行う。

5. 福祉棟の利用について

- ・福祉棟内は飲食禁止。
- ・福祉棟の利用時は授業担当者、部顧問教員の付き添い が必要。生徒のみでの使用は認めない。
- ・玄関の扉は、正面・生徒用ともに入ったら必ず閉める。(開けたままにしておくと、砂や枯葉・虫などが入ってくるため)
- ・福祉棟では緑のスリッパに履き替えること。履き替えた後 の履物は、靴箱に入れる。靴脱ぎ場に履物を広げないよう にすること。
- ・トレーニング目的でリハビリテーション実習室を利用する場合は、体育館シューズを必ず履くこと。
- ・使用後は窓の鍵の施錠や消灯・電化製品のスイッチについて必ず確認すること。

6. 図書室の利用について

- 開館日

学校で授業の行われている毎日。 隔週の木曜日(放課後)は会議のため閉館。 また、夏休み中の開館日は掲示し連絡する。

開館時間 月曜~金曜 8時 40 分~17 時
・学校行事などで変更されることがある。
(その都度、入口に掲示する。)

館外貸出及び返却等

- ・貸出冊数は1回につき3冊以内。ただし、夏休みには4冊まで借りることができる。
- ・貸出・返却の時間は昼休みと放課後。貸出期間は2週間。(返却が遅れたり、督促回数が増えると保護者に督促する)
- ・昼休み・放課後は、図書室を読書・学習の場として自由 に利用できる。
- ・利用の際は一人ひとりがルール(飲食物の持込や飲食の禁止・大きな声や音を出すなどの迷惑行為をしない等)を守って、楽しく読書・学習ができる場所とすること。
- ・図書の検索や貸出の方法がわからないときは、カウンタ 一の図書委員もしくは係の先生に申し出る。
- ・図書室にない書籍は、リクエストすることができる。リクエスト用紙はカウンターに置いてあるので、おおいに利用すること。

【7】学校感染症と出席停止について

下記の感染症は学校保健安全法により、学校感染症として 「出席停止期間」が規定されており、これらの感染症にかかった場合は、速やかに学校へ届け出ること。

登校するときは、医師が記入した「学校において予防すべき感染症(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を除く)に係る登校に関する意見書」、または保護者が記入した「インフルエンザに係る連絡票」「新型コロナウイルス感染症に係る連絡票」(柴島高校ガイド巻末の各種用紙を参照)必要書類(連絡票に記載)を添付して持参すること。

〈学校感染症の種類と出席停止の期間〉

- ○第一種感染症:完全に治癒するまで出席停止 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱 ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重 症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)
- * その他 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症

○第二種感染症 出席停止期間

インフルエンザ	発症した日から5日を経過し、かつ、
	解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状
感染症	が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間
	の適正な抗菌性物質製剤による治療
	が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が
(おたふくかぜ)	発現した後5日を経過し、かつ、全身
	状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過す
	るまで
結核	症状により学校医その他医師におい
	て感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	同上

- ○第三種感染症:症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで出席停止
- コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、 パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他 の感染症
- *「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、第三種の感染症として緊急的に措置をとることがある。

【8】PTA規約

大阪府立柴島高等学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は大阪府立柴島高等学校PTAと称し、事務所を 同校内におく。

第2章 目的

第2条 本会は会員相互に協力し、学校と家庭および地域社会との連絡を密にして、生徒の福祉を増進することを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は前条の目的達成をめざして、社会教育関係団体として活動し、特定の政党・宗教に偏する行為を行わず、またいかなる団体の支配干渉も受けない。学校の人事その他、管理に干渉しない。

第4章 事業

- 第4条 本会は目的達成のため次の事業を行なう。
 - (1)学校および家庭における教育の理解とその振興。
 - (2)生徒の育成と福祉の増進。
 - (3)教育環境の整備拡充。
 - (4)会員相互の親睦と研修。

第5章 会員

第5条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する本校に在籍する生徒の保護者ならびに校長、教頭および教職員とする。

第6章 会計

- 第6条 (1)本会の経費は、会費・寄付金および雑収入をもってこれにあてる。
 - (2)会費は年額 3,000円とする。
 - (3)本会の経理は総会において承認された予算に基いて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告、承認を受けなければならない。
 - (4)会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 役員

- 第7条 (1)本会には次の役員を置く。
 - ① 会 長 1名
 - ② 副会長 3名
 - ③ 書 記 4名(内3名は教職員)
 - ④ 会 計 2名(内1名は事務長)
 - (2)役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- (3)役員の選出方法は別に定める。

第8章 役員の任務

- 第8条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1)会長は本会を代表し、総会および実行委員会を招集する。 また必要ある場合は諸種の会合に本会の代表者として出

席する

- (2)副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理をつとめる。
- (3) 書記は総会ならびに実行委員会および各委員会の議事を記録し、各種の会合について通知する。
- (4)会計は本会に関する会計を処理し、総会において予算・ 決算の説明報告をする。
- (5) 第12章 第12条(2) ①の広報委員会の活動を兼務する。

第9章 会計監查委員会

第9条 会計監查委員会

- (1)会計監査委員会には委員長のほか、委員長が委嘱した1 名の計2名の委員を置く。
- (2)会計監査委員会はその年度の会計を監査し、全会員にその結果を報告する。
- (3)会計監査委員長の選出は役員選出の方法に準じて行っ
- (4)会計監査委員長は実行委員会に出席して意見を述べることができる。
- (5)会計監査委員の任期は1年とし、再任は防げない。

第10章 総会

- 第10条 総会は毎年度1回とし、原則として年度当初に開き会 長がこれを招集する。
 - (1) 臨時総会は実行委員会の承認を得て開くことができる。
 - (2)総会の定足数は会員数の5分の1以上とする。ただし、委任状を有効とする。
 - (3)総会における決議は出席全員の多数決による。
- (4) 非常時等、役員会及び実行委員会にて総会開催が困難であると判断された場合、書面もしくはオンラインによって 議決とすることができる。

第11章 実行委員会

- 第11条 会務の運営のため、実行委員会を設ける。
 - (1)実行委員会は役員、各種委員会の委員長および校長・教頭をもって構成し、会長が議長となる。
 - (2) 実行委員会は会務の運営企画、総会の議案の整理検討、 総会議決事項の執行、その他総会の議決により委任され た事項の処理にあたる。
 - (3)実行委員会は例会をすくなくとも毎学期1回以上開くものとする。
 - (4)予算の編成および会計執行の承認。
 - (5)PTA財産の管理及び新規調達作業の推進。
 - (6)各委員会活動に対する財政上の適切な助言・協働。

第12章 各種委員会

- 第12条 本会の目的を達成するため、次の委員会を設ける。
 - (1)学年委員会

各学級の保護者の中から選ばれた学級委員1~2名と各担任によって構成し、学年ごとに正副委員長を置く。

委員は学級の会員相互と教員との連絡を密にするほか教育上・進路指導に協力し、また学習環境の整備につとめる。

(2)専門委員会

次の委員会にわかれ、それぞれに、会長が委嘱した正副委員長および委員若干名を置く。また必要に応じて、実行委員会の議決により委員会を新しく設けることができる。

① 広報委員会

役員の中に置く。会員に対し、情報の伝達、意見の交換につとめる。また、必要に応じ地域社会ならびに関係諸機関に対する広報にあたる。

② 文化委員会

生徒および会員の教養を高めるための研究活動および文化活動を実施する。

② 保健体育委員会

生徒および会員の保健衛生活動ならびに体育の向上をはかる

④ 人権委員会

生徒および会員の人権意識を高めるための活動を実施する。

⑤施設委員会

生徒の学習環境の整備につとめ、学校施設の強化充実をはかる。

第13章 安全互助会

第13条 本会は大阪府立高等学校安全互助会に加入するものとする。

第4章 規約改正

第14条 この規約は総会において、出席会員の3分の2以上の 賛成により改正することができる。

付則

- (1)本会は元役員の生徒の卒業後も参与としてとどまり、会 長の相談役を引受けることができる。
- (2)この規約は1979年1月26日より実施する。
- (3)この規約は1993年4月1日より実施する。
- (4)この規約は2010年4月1日より実施する。
- (5)この規約は2013年4月1日より実施する。
- (6)この規約は2017年4月1日より実施する。
- (7)この規約は2019年4月1日より実施する。
- (8)この規約は2021年4月1日より実施する。
- (9)この規約は2021年4月1日より実施する。

役員選出の細則

- 第1条 役員の選出を行なうときは候補者指名委員会を設ける。
- 第2条 指名委員会は次のものをもって構成する。
 - (1) 実行委員会から互選により6名の委員を選出する。
 - (2) 教職員の中から互選により1名の委員を選出する。
 - (3)指名委員会から互選により委員長、副委員長各1名を選出する。
- 第3条 指名委員会は候補者を指名して選挙1週間前に公示する。ただし、候補者の承認を要する。
- 第4条 会員はだれでも役員に立候補できるが、その場合は選挙の2日前までに指名と立候補の役員名を書面で指名委員会に届け出る必要がある。ただし、指名委員は役員および会計監査委員長の候捕者となることはできない。
- 第5条 選挙は指名委員会が選挙事務の一切を行う。その方法は次のとおりである。
 - (1)対立候補者のない場合は、指名委員会によって指名された候補者について承認を求める。
 - (2)対立候補者のある場合は、総会において出席した会員の無記名投票により選出される。
- 第6条 会員に欠員の生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 会長以外の役員及び会計監査委員に欠員の生じたと きは、実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任 期間とする。
- 第8条 各委員会の招集・選出については緊急時においては 役員会、実行委員会の承認を得て、特例を設けることができ

る。その際は文書ならびにホームページ、ブログ等で会員に 周知することとする。

第9条 この細則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

PTA役員等交通費支給基準

- 第1条 次に掲げる会議、活動等に参加した役員等に対しては、これに要した交通費を支給する。
 - (1) 総会、役員会、実行委員会
 - (2) 会計監査
 - (3) 保健委員会
 - (4) 文化祭等の準備

第2条 次に掲げる会議等に参加した役員に対しては、これに要した交通費を支給する。遠隔地開催の会議の場合など参加するために宿泊する必要がある場合は、これに要した宿泊費についても支給する。

- (1) PTA全国大会
- (2) PTA近畿大会
- (3) その他PTA団体が主催する会議、研究会等

慶弔費・見舞金その他の一覧表

				•
職	死			
員	ť	本	人	10,000 円
保護者	死	本	人	10,000 円
者	亡	生	徒	10,000 円

※不慮の災害・傷害その他特別の場合は、その都度協議の上 決定する。

【9】大阪府立柴島高等学校 学校運営協議会 実施要綱

(設置及び目的)

- 第1条 学校運営協議会の設置等に関する規則(平成30年大阪府教育委員会規則第5号)(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき、本校に「大阪府立柴島高等学校 学校運営協議会」(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 この実施要項は大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第18条の規定により、協議会の運営のために必要な事項を定めることを目的とする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第2条 協議会は、要綱第3条に規定する学校運営に関する 基本的な方針(以下「基本的な方針」という。)について協議 し、校長は基本的な方針について、当該年度の前年度に協 議会の承認を得なければならない。

(職員の採用その他の任用に関する意見の取扱い)

- 第3条 協議会が、職員の採用その他の任用に関して、大阪府教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して述べる意見については、規則第2条に規定する趣旨を踏まえるほか、特定の個人に係るものを除くものとし、大阪府公立教職員人事基本方針、府立学校教員人事取扱要領及び府立学校教職員人事取扱要領に反しない範囲とする。
- 2 協議会は、職員の採用その他の任用に関して教育委員会 に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取 のうえ、校長を経由して教育委員会に対する意見書を提出す ることにより行うものとする。

(学校運営等に関する意見の取扱い)

- 第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長 に意見を述べることができる。
- (1)学校経営計画に関する事項
- (2)学校評価に関する事項
- (3) 教員(規則第6条第1項第3号に定義する教員をいう。)の 授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議 に関する事項
- 2 前項に掲げるもののほか、協議会は、学校運営の全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。なお、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長に意見を聴取のうえ、教育委員会に対する意見書を提出することにより行うものとする。
- 3 第1項第3号に規定する保護者からの意見の申出は、第 13 条第1項に規定する事務局(以下「事務局」という。)に、意見書により、メール、郵送、学校設置の専用箱への投函等の方法をもって行うものとする。なお、事務局は、全ての意見について、その対応状況等を含めて取りまとめ、第9条第1項に規定する会長(以下「会長」という。)に報告するものとする。
- 4 前項の保護者の意見については、会長が必要に応じて調査審議に係る取扱いを判断する。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第5条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に 係る協議の結果の情報を、本校の所在する地域住民、本校 に在籍する幼児、児童及び生徒の保護者その他の関係者等 に積極的に提供するよう努めなければならない。

(組 織)

- 第6条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、6名とする。委員は、次の各号に掲げる者の中から構成する。ただし、次の第1号から第4号までに該当する者を少なくとも各1名を含めるものとする。
- (1)保護者
- (2)地域住民
- (3) 本校の運営に資する活動を行う者
- (4)学識経験者
- (5)その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員は特別職の地方公務員の身分を有するものとする。
- 3 委員については、別表のとおりとする。

(委員の任期)

- 第7条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、同一 の委員は、連続して6年を超えて任命しないものとする。
- 2 委員の辞職等により、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

- 第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。そ の職を退いた後も、同様とする。
- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1)委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2)委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に 不当に利用すること
- (3)その他、協議会及び学校運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(会長及び副会長)

- 第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第10条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。

- ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議には、原則として校長及び第13条第2項に規定する事 務局員は出席するものとする。
- 4 校長は会長の許可を得て、その他の職員を会議に出席させることができる。
- 5 協議会の議事は、会長を含む出席委員の過半数で決し、 可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を事 務局が作成するものとする。
- (1)会議の日時及び場所
- (2)出席者の氏名
- (3)議題
- (4)協議内容
- (5)議決事項
- (6)前各号に揚げるもののほか、必要な事項
- 7 議事録は、会長の確認を得たうえで、会議資料とともに保存 するものとする。
- 8 委員の会議への出席は、会議の場に現に出席することにより行う。
- 9 前項の規定にかかわらず、会長が次の各号に該当すると認める委員は、オンライン会議システムを利用して会議に出席することができる。
- (1) 災害その他の理由により交通が途絶している場合
- (2) 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合
- (3)他の重要な用務との兼ね合いで、会議場所に移動するいとまがない場合
- 10 前項の場合において、映像又は音声が送受信できなくなり、 復旧が認められない場合には、その時から退席したものとみなす。
- 11 オンライン会議システムによる出席は、情報の機密性を確保できる場所又は会長があらかじめ指定した場所で行わなければならない。

(会議の時期等)

- 第11条 会議は、年3回開催するものとし、開催時期は特段の 事情がない限り次のとおりとする。ただし、会長が会議の開催 を必要と判断した場合はこの限りではない。
- (1)第1回 4月~7月
- (2)第2回 7月~12月
- (3)第3回 12月~3月
- 2 会議においては、当該年度の学校経営計画に関する事項、 当該年度の取組みの進捗状況に関する事項及び取組みの 改善に向けた事項、当該年度の本校による取組みの自己評 価を踏まえた学校関係者評価に関する事項、並びに次年度 の学校運営の基本的な方針などについて協議するものとす る。
- 3 協議会は、会議の円滑な運営のために、必要に応じて、資料の提供、授業見学及び保護者への意見聴取の機会を学校に求めることができる。

(会議の公開)

- 第 12 条 会議は原則公開とし、ホームページにおいて、開催 通知及び議事録を公開するものとする。
- 2 協議内容が個人のプライバシーに関する情報等の場合は 非公開とする。
- 3 会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと会長が判断する場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

- 第13条 協議会の庶務を行うために、事務局を置く。
- 2 事務局の長は本校の教頭とし、その他の事務局員は校長が任命する。
- 第 14 条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し 必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年12月18日から施行する。

(別表) 学校運営協議会委員

会長	(学識経験者)
委員	(地域代表)
委員	(地域代表)
委員	(地域中学校 校長)
委員	(大阪府立柴島高等学校 PTA 会長)
委員	(大阪府立柴島高等学校 後援会会長)